平成２４年（フ）第８３号
岐阜市諏訪山２丁目５番５号
債務者　秀和工業こと　各務　和秀
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第８５号
岐阜市岩崎342番地９
債務者　長尾多江子（旧姓長野）
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第９９号
岐阜県瑞穂市野白新田15番地　ハイタウンみずほⅢ12―23号
債務者　後藤しづ江
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１０６号
岐阜市高森町６丁目14番地２　クレスト高森101号室
債務者　永田勇次こと　朴　　勇次
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第５１５号
愛知県瀬戸市紺屋田町11番地の67
債務者　食彩酒房空こと　井上　順一
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５３６号
愛知県豊明市三崎町中ノ坪22番地２　コーポひかり105号
債務者　成瀬　朋美
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８８号
滋賀県守山市播磨田町1430番地３　県営住宅Ａ棟41号
債務者　平信　洋子
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０４号
大津市真野５丁目16番29号　ジョイフル岡本101号、前住所大津市真野５丁目16番29号ジョイフル岡本202号
債務者　ヘアーダイニング・トミーママこと　三津川富美代
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５４号
兵庫県姫路市市之郷町１丁目６番地
債務者　奥田　直也
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第８１号
兵庫県姫路市大津区恵美酒町２丁目２番地29
債務者　中野　学明
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１１９号
兵庫県加古川市平岡町一色735番地の18　メゾン楠ヶ丘202号
債務者　朝賀ゆみ子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１２３号
兵庫県姫路市田寺２丁目２―22、住民票上の住所兵庫県姫路市御国野町御着683番地　御着県住９―505
債務者　家永　和哉
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１９号
香川県綾歌郡宇多津町1911番地４
債務者　神﨑　雅子（旧姓上林）
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第３２号
香川県仲多度郡多度津町東浜９番７号　倉本コーポ202
債務者　本郷　直樹
1　決定年月日時　平成24年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第２５号
福岡県飯塚市平恒209番地１　総合団地５―６、前住所福岡県飯塚市楽市157番地
債務者　川上　律子
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第３０号
福岡県飯塚市勢田362番地10、前住所福岡県飯塚市川島201番地５
債務者　木本　美穂（旧姓添田）
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第６０号
福岡県久留米市藤山町1730番地
債務者　寺崎都誉賜
1　決定年月日時　平成24年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部